

## こども誰でも通園制度事業の認可と利用定員について

認可			利用定員の設定（確認）		
根拠法令	権限	意見聴取	根拠法令	権限	意見聴取
児童福祉法	さいたま市	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	子ども・子育て支援法	さいたま市	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

※施設・設備や職員配置などが基準を満たしているか。

※利用定員の設定について。  
※「確認」を受けて初めて施設型給付・地域型保育給付の対象となる。

### 認可

＜参照＞さいたま市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

項目				一般型	余裕活用型
設備	一人あたり 保育面積	0歳児	乳児室	1.65㎡	※設備、職員ともに各施設区分に応じて定められた現行の市の基準を満たしていること ※各施設の定員を超えない範囲で、定員から在園児を除いた数のこどもが受入可能
			ほふく室	3.3㎡	
		1歳児	ほふく室	3.3㎡	
		2歳児	保育室 又は 遊戯室	1.98㎡	
職員	配置基準	0歳児		3 : 1	
		1歳児		6 : 1	
		2歳児			
職員中の有資格者			・保育士 ・子育て支援員研修修了者		

### 利用定員の設定（確認）

＜参照＞さいたま市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

抜粋

（利用定員）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。







## 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

### 1 代用計画策定

代用計画とは、「子ども・子育て支援事業計画」を変更することが困難である場合に、必要な事項を暫定的に定める代替措置として策定するものです。

本市においては、第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定時に量の見込みを設定することが困難であったため、代用措置として第三期市町村子ども・子育て支援事業計画代用計画において、量の見込み等を設定しています。

（今後、計画の中間見直しの際に当該代用計画の内容を反映する予定です。）

### 2 追記内容

基本的記載事項(必須記載事項)として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

・地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

・乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設への円滑な移行を支援します。

## 第三期さいたま市子ども・子育て支援事業計画 代用計画

## 令和7年度以降の子ども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児		9,640.		9,682.		9,744.		9,737.		9,699.
	1歳児		9,671.		10,053.		10,117.		10,106.		10,051.
	2歳児		10,013.		9,833.		10,241.		10,228.		10,168.
	合計		29,324.		29,568.		30,102.		30,071.		29,918.
対象児童数	0歳児		3,605.		3,618.		3,642.		3,641.		3,630.
	1歳児		3,227.		3,096.		2,847.		2,579.		2,301.
	2歳児		3,466.		3,157.		3,026.		2,761.		2,485.
	合計		10,298.		9,871.		9,515.		8,981.		8,416.
利用率	0歳児		10%		15%		20%		25%		30%
	1歳児		14%		19%		24%		29%		34%
	2歳児		20%		25%		30%		35%		40%
	平均		15%		20%		25%		30%		35%
(利用者数)	0歳児		360.5		542.7		728.4		910.3		1,089.
	1歳児		451.8		588.2		683.3		747.9		782.3
	2歳児		693.2		789.3		907.8		966.4		994.
	合計		1,505.5		1,920.2		2,319.5		2,624.5		2,865.3
必要受入時間	0歳児		3,605.		5,427.		7,284.		9,102.5		10,890.
	1歳児		4,517.8		5,882.4		6,832.8		7,479.1		7,823.4
	2歳児		6,932.		7,892.5		9,078.		9,663.5		9,940.
	合計		15,054.8		19,201.9		23,194.8		26,245.1		28,653.4
(必要備定量員数)	0歳児	21.	21.	31.	10.	42.	11.	52.	10.	62.	10.
	1歳児	26.	26.	34.	8.	39.	5.	43.	4.	45.	2.
	2歳児	40.	40.	45.	5.	52.	7.	55.	3.	57.	2.
	合計	87.	87.	110.	23.	133.	23.	150.	17.	164.	14.

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

○地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

○乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。